１－（1）　定　　款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は、AMG ホールディングス株式会社と称し、英文では、AMG HOLDINGS CO., Ltd.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
（1）建築一式工事、土木一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の請負、施工、設計、監理およびコンサルタント
（2）不動産の売買、交換、仲介、貸借、管理、鑑定およびコンサルタント
（3）宅地、商業用地等の開発、造成および販売
（4）建物および設備の保守管理の受託
（5）建築資材、住宅設備機器、家具、エクステリア用品、室内外装飾品の設計、製作、施工、販売ならびに輸出入
（6）各種動産の賃貸借
（7）損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
（8）インターネットのホームページの企画、制作および運営
（9）インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告および宣伝に関する業務ならびに代理業務
（10）外国人技能実習生共同受入事業および外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業
（11）特定技能外国人支援事業および特定技能外国人に係る職業紹介事業
（12）前各号に付帯する一切の業務
2. 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会
（2）監査等委員会
（3）会計監査人

（公告の方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告の方法により行う。当会社の公告は、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、6,400,000 株とする。
（単元株式数）

第 7 条　当会社の単元株式数は 100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 8 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
（2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 9 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらを備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第 10 条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

（招集）
第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（招集権者および議長）
第 13 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第 14 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第 16 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 17 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章　取締役および取締役会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 7 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

（任期）

第 20 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（招集権者および議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（決議方法）
第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第 25 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（報酬等）
第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 27 条　当会社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第 28 条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（招集通知）
第 29 条　監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の議事録）
第 30 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 6 章　計算

（事業年度）
第 31 条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 32 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第 33 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第34条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条　本定款の変更は、2021年4月1日からその効力を生じる。なお、本条は、効力発生日後にこれを削除する。

作成　　昭和61年7月9日
公証人認証　昭和61年7月15日
会社設立　昭和61年7月26日
改定　　昭和62年8月25日
改定　　平成元年2月3日
改定　　平成3年1月30日
改定　　平成7年4月15日
改定　　平成10年4月5日
改定　　平成11年3月18日
改定　　平成12年2月25日
改定　　平成12年3月3日
改定　　平成12年6月23日
改定　　平成13年5月25日
改定　　平成14年6月6日
改定　　平成15年6月11日
改定　　平成16年6月16日
改定　　平成17年6月15日
改定　　平成17年11月18日
改定　　平成18年6月14日
改定　　平成21年6月23日
改定　　平成22年1月5日
改定　　平成25年10月1日
改定　　平成26年6月26日
改定　　平成27年6月23日
改定　　平成30年4月13日
改定　　2021年4月1日